

函館市消防本部消防職員委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年函館市規則第50号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、函館市消防本部消防職員委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長に事故があるときの指名)

第2条 委員長に事故があるときは、消防長は、規則第2条に定める職にある消防職員のうち委員長に指名されていない者を、委員長に指名する。

(意見の提出)

第3条 規則第8条の意見は、函館市消防本部庶務課を通じて委員会に提出するものとする。

第4条 委員長は、提出された意見が消防組織法第17条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当するか否かを判断するため、意見を提出した職員または意見取りまとめ者に意見の趣旨を確認することができる。

(委員会の会議)

第5条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議を招集することができる。

(審議期間の延長)

第6条 委員長は、審議の状況により必要があると認めるときは、審議期間を延長することができる。この場合において、委員会は、年度内に委員会の意見を提出するものとする。

(消防長の定める区分)

第7条 規則第10条の区分は、次のとおりとする。

- (1) 実施することが適当である。
- (2) 諸課題を検討する必要がある。
- (3) 実施は困難であると考ええる。
- (4) 現行どおりでよい。

(消防長の処置等)

第8条 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとする。

第9条 消防長は、委員会の消防長に対する意見および消防長の処置の要旨を職員に周知するものとする。

(その他)

第10条 消防長は、特別の事情がある場合を除き、委員である職員が委員会に出席するため必要な配慮をするものとする。

第11条 その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。